

令和8年度

こどもの 保育利用ガイド

河内長野市

保育所

認定
こども園

認可外
保育施設

一時預かり

病児・
病後児保育

ファミリー
・サポート





もくじ

子どもを預けるところ こんなところがあります

市内の施設一覧

保育所	…P3
認定こども園	
一時預かり	…P4
認可外保育施設など	
病児・病後児保育	
ファミリー・サポートセンター事業	

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化	…P5
無償化の範囲があります	
「保育を必要とする事由」とは	
給付認定について	…P6
認定区分を確認してください	…P7

給付認定・施設利用申し込みの手続き

1号	…P9
2号・3号	…P10
新1号	…P20
新2号・3号	

Q&A

…P21

*記載内容については、令和7年10月現在のものです。内容は変更となる場合がありますのでご了承ください。



<発行日>

令和7年10月

<発行・問合せ>

河内長野市 こどもまんなな課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111(代)



子どもを預けるところ \ こんなところがあります /



保育所

保育所への入園を申し込める児童は、保護者がその児童を保育することができないと認められる場合です。

保護者が働いていたり、障がいや病気の状態にあたり、家庭で十分保育ができない児童の保育をすることが目的の福祉施設です。

認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、一時預かりや子育て相談など、地域の子育て支援も行う施設の総称です。保育の必要がないお子さんは、昼過ぎまで。保育が必要なお子さんは、夕方まで。日曜日・祝日・年末年始以外は原則開園し、原則1日11時間の保育を行います。

幼稚園（現在、市内にはありません）

満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。入園の基準は園が定め、保護者が園に直接入園の申し込みをします。

市外の幼稚園に通園される場合も無償化の対象となります。

一時預かり

一時的に家庭で保育ができない場合、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所などで乳幼児を預かる事業です。

認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事の許可を受けていない施設を称して認可外保育施設と呼んでいます。しかし、認可外保育施設は厚生労働省の指針に基づいて、市の立ち入り調査が定期的に行われているため、適正な保育環境が整備されています。具体的には、居宅訪問型（ベビーシッター）や少人数のものを含みます。

病児・病後児保育

子どもが病気治療中または回復期の時、子どもをみてる人の確保が難しい保護者や保育園などに代わって、病児保育室または病後児保育室でお預かりします。

ファミリー・サポート

地域で育児などの「子育てをサポートしてほしい人」と、「子育てのサポートをしてあげたい人」が会員となり、子育てを助け合う活動（有償ボランティア）です。会員登録（無料）やマッチングの仲立ちをアドバイザーが行います。河内長野市直営の事業です。

地域型保育（現在、市内にはありません）

地域型保育とは、原則定員19名以下の少人数の単位で、0歳児から2歳児の児童を保育する施設の総称です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

市内の施設 一覧



保育所

区分	名称	定員	所在地	電話番号
私立	聖愛保育園	75	野作町11-46	52-2973
	大典保育園	110	小塩町325-3	63-7403
	ちづる保育園	60	木戸西町3丁目7-6	54-5511
	観心寺保育園	50	寺元501-1	65-0050
	天宗清見台園	40	清見台1丁目14-1	65-6518
	美加の台保育園	50	美加の台1丁目35-7	63-5110
	おおさかちよだ保育園	80	楠町西1145	52-1705

認定こども園

区分		名称	定員	所在地	電話番号
私立	幼保連携型	勝山愛和青葉台幼稚園	70	南青葉台1-1	65-1378
		長野こども学園	135	古野町2-14	52-5917
		清教学園幼稚園	360	西代町9-11	53-3917
		みのりこども園	125	南花台3丁目5-38	62-2200
	幼稚園型	河内長野さほ幼稚園 (旧:奈良佐保短期大学附属河内長野幼稚園)	45	大矢船中町10-1	64-8740
		長野台幼稚園	45	緑ヶ丘中町8-8	54-3211
		えびーく幼稚園	65	美加の台2-28-1	63-2351
		ひなぎく幼稚園	165	木戸1-5-8	52-3214
		大阪千代田短期大学附属幼稚園	125	楠町西1090	53-5283
		くすのき幼稚園	190	末広町623-23	65-1167
		おしお幼稚園	160	南花台1丁目27-1	64-1122
		錦溪幼稚園	65	古野町12-1	53-3170
	保育所型	あまのこどもえん	90	天野町295-1	52-5819
		柳風台こども園	120	木戸3丁目9-1	53-7960
		汐の宮こども園	100	汐の宮町8-39	52-1414
		高向こども園	180	旭ヶ丘36-10	52-5753
	公立		千代田台こども園	153	千代田台町1-1



一時預かり(無償化対象)

区分	名称	所在地	電話番号
私立	おしお幼稚園	南花台1丁目27-1	64-1122
	高向こども園	旭ヶ丘36-10	52-5753
公立	ピーチルーム (子ども・子育て総合センターあいっく)	本町24-1 ノバティながの北館5階	50-4664

※無償化を受けるには施設等利用給付認定(新2号・新3号)が必要です。その他独自で実施している施設もありますので、各施設へ直接お問合せください。

認可外保育施設など

区分	名称	所在地	電話番号
認可外	にこにこルーム	大師町25-2	65-0256
	大阪南医療センターあゆみ保育所	木戸東町2-1	53-5761

病児・病後児保育

区分	名称	所在地	電話番号
病児	高向こども園 病児保育室	旭ヶ丘36-10	52-5753
病後児	大阪南医療センターあゆみ保育所	木戸東町2-1	26-7025

- 利用するには、こどもまんな課にて事前登録が必要です。ただし、幼稚園・認定こども園・保育所などをすでに利用している方(教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を受けている方)は登録不要です。
- 利用方法など詳細については、市ホームページをご確認ください。「病児保育」「病後児保育」で検索してください。

<問合せ>こどもまんな課 53-1111(代)



ファミリー・サポート・センター事業

区分	名称	所在地	電話番号
市直営	かわちながの ファミリー・サポート・センター	本町24-1 ノバティながの北館5階	50-4670

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について

(1号・2号・3号)

(新1号・新2号・新3号)

「幼児教育・保育の無償化」



保育料が無償になるよ♪

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校入学前までと、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの市町村民税非課税世帯が対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園(教育利用)に満3歳で入園した場合は、無償化の対象となります。

また、無償化の対象は、保育を必要とする事由の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人が保育サービスを利用する前に「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

無償化の範囲があります

年齢や、保育の必要性などで認定が変わるよ！



無償化給付の対象や条件は以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで	
保育を必要とする事由		あり	なし	あり	なし
市町村民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯
サービスの種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の対象外
	認定こども園(教育利用)	無償		無償*	
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育	11,300円/月 まで無償★	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償★★	無償化の対象外
	幼稚園	25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償*	
	幼稚園の預かり保育	11,300円/月 まで無償★	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償★★	無償化の対象外
	認可外保育施設 (後)児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償	

*満3歳の誕生日以降、最初の3月31日までに、認定こども園(教育利用)または幼稚園に入園する満3歳児は無償化の対象となります。

★450円×月の利用日数が11,300円未満の場合、450円×月の利用日数が上限

「保育を必要とする事由」とは

1	就労*1	1ヶ月で64時間以上労働することを常態としている
2	妊娠・出産	妊娠中(出産予定日の前8週)である、または出産後間がない(産後8週間)
3	疾病・障がい	疾病にかかる、または障がいがある
4	介護・看護	同居または長期入院等している親族を、常時介護・看護している
5	災害復旧	災害復旧にあっている
6	求職活動*2	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている
7	就学	就学(職業訓練校での職業訓練を含む)している
8	虐待	虐待のおそれがある
9	DV	DV(配偶者からの暴力)により保育が困難であると認められる
10	育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、すでに保育施設等を利用している子ども(2, 3号)がいて、継続利用が必要である
11	その他	その他これらに類するものとして市が認める事由に該当する

*1 就労予定の方や、就労時間等が足りない方は、**利用後3か月以内に就労条件を満たしていただく**ことになります。
条件を満たすことができない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

*2 求職活動を継続的にされている方も申し込みしていただけますが、**認定期間内(90日以内)に「保育を必要とする事由の証明および申告書」を提出**いただけない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

毎月の保育料以外の費用(給食費・雑費・バス代など)について

給食費は、0～2歳児クラスは保育料に含まれます。3～5歳児クラス(満3歳児含む)は実費徴収となります。利用する施設にお支払いください。

ただし、収入や就学前の子どもの人数により副食費(おかず・おやつ代など)が免除となる場合があります。

その他雑費・バス代などは、年齢にかかわらず各施設にお支払いください。詳しくは「認定こども園・保育所一覧表」を参照してください。



給付認定について

保育所や認定こども園を利用する場合は、**1～3号認定(教育・保育給付認定)**を受ける必要があります。

幼稚園を利用する人、認定こども園(現1号認定)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人で、利用料等の無償化の対象となるには、**新1～3号認定(施設等利用給付認定)**を受ける必要があります。

教育・保育給付認定

1号・2号・3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設	利用時間
1号	満3歳以上	なし	認定こども園	教育標準時間(4時間程度)
2号	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園	保育短時間(8時間程度) 保育標準時間(11時間程度)
3号	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育(市内にはありません)	保育短時間(8時間程度) 保育標準時間(11時間程度)

施設等利用給付認定

新1号・新2号・新3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート
新3号	0～2歳児クラス (満3歳入園を含む)かつ、 非課税世帯	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート

認定区分を確認してください

施設を利用時の子どもの年齢でみましょう

0～2歳児クラス

※出生から3歳になって最初の3月31日まで

「保育を必要とする事由」に該当しますか？

いいえ

認定の対象外

はい

市町村民税非課税世帯ですか？

いいえ

利用する施設は？

保育所
認定こども園

3号

認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

認定の対象外

はい

利用する施設は？

保育所
認定こども園

3号

認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

新3号

3～5歳児クラス

※3歳で迎える4月1日～小学校入学前

「保育を必要とする事由」に該当しますか？

いいえ

利用する施設は？

認定こども園

1号

幼稚園

新1号

はい

利用する施設は？

幼稚園

利用時間(4時間程度)＋預かり保育
認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

新2号

認定こども園

利用時間
(8～11時間程度)

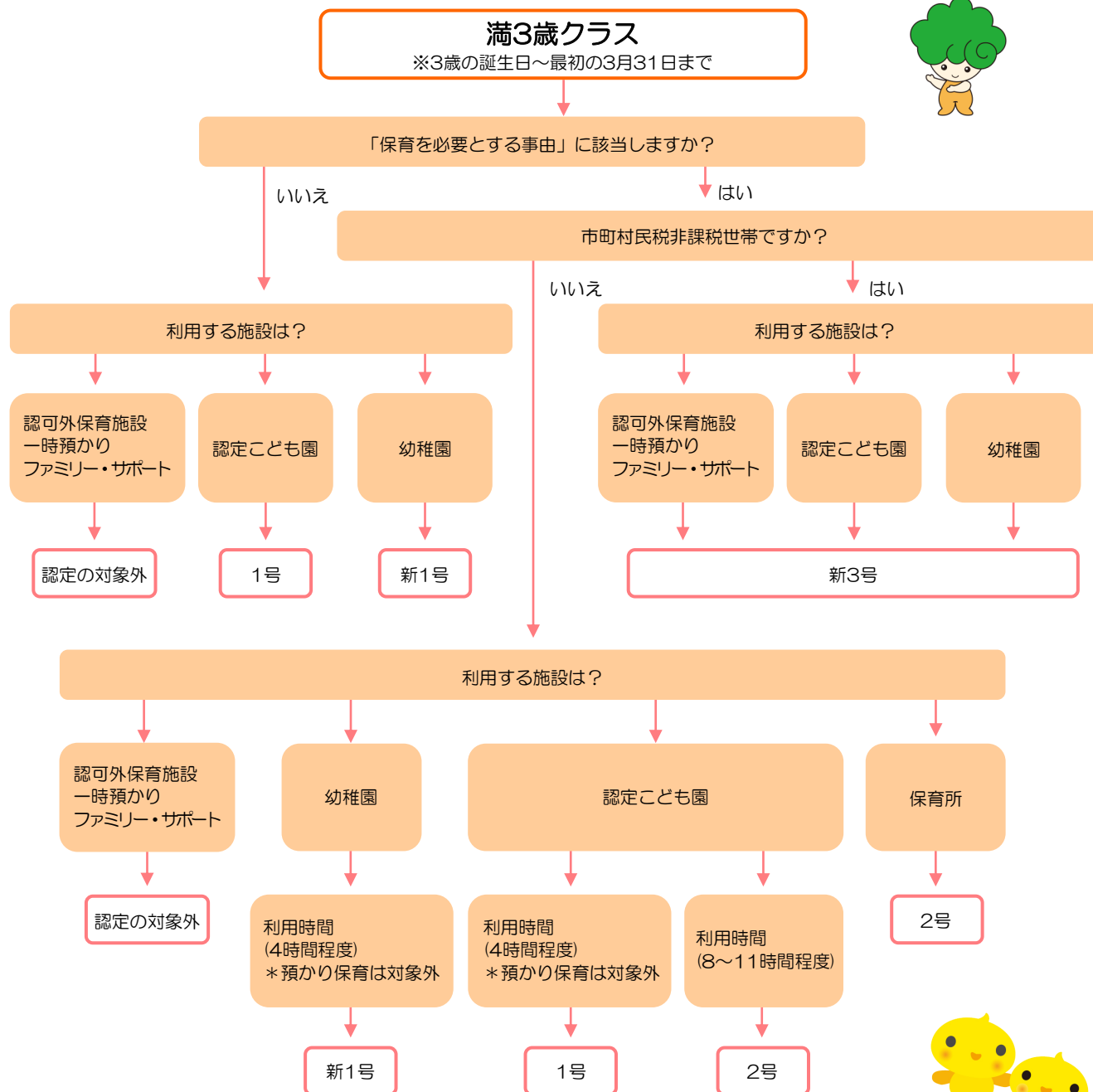
2号

保育所

2号

※幼稚園・認定こども園を利用している場合、在園している施設以外の預かり(認可外・一時預かり・ファミサポ)を利用されても、利用料は無償化の対象にはなりません。

3歳のおたんじょう日を
迎えて、年度途中から
施設を利用する人だよ♪



- 2号・新2号に該当する方でも、保護者の希望により1号・新1号での申し込みも可能です。
- 2号・3号の方の利用時間は、「保育を必要とする事由」、通勤(学)時間等を考慮し決定します。
- 認定こども園・幼稚園の教育標準時間(4時間程度)外の利用については、一時預かり事業の対象となります。

給付認定・施設利用申し込みの手続き

1号

＜手続き書類提出先＞各施設：認定こども園

利用を希望する施設で用紙を受け取り、各園の窓口に提出してください。
受付日時などの詳細は、各園にお問い合わせください。

提出が必要な書類

- ☐ 子どものための教育・保育給付認定申請書

副食費(おかず・おやつ代)免除について

副食費免除は児童の保護者(下記期間の収入が父母いずれも98万円に満たない場合は、その他の生計の中心者※1)の市町村民税の所得割課税額の合計額と、児童の年齢・就学前児童数により決定します。

ただし、住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合は、控除前の金額によって決定します。

また、父または母の収入が月8万円を超える場合は、父母合わせた収入で副食費の免除対象かを決定する場合があります。

4月～8月	前年度の市町村民税(前々年1月～12月の所得)で副食費免除を決定
9月～3月	当年度の市町村民税(前年1月～12月の所得)で副食費免除を決定

※市町村民税が未申告の場合は、副食費免除の判定ができないため、必ず申告を行ってください。

※1 「生計の中心者」とは 【P15参照】

副食費免除対象者表

保護者と同居または扶養されている、最年長の子どもから1人目と数えます。

ただし、第5階層・第6階層の世帯は、3歳児～小学3年生までの範囲で最年長の子どもから1人目と数えます。

階層区分	定 義	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	副食費免除		
第2階層	市町村民税均等割のみ課税世帯			
	第2階層のうち、ひとり親世帯等			
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以下			
	第3階層のうち、ひとり親世帯等			
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下			
	第4階層のうち、ひとり親世帯等			
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下			副食費免除
第6階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上			

●市町村民税の修正申告をされた場合、翌月から階層区分が変更となる場合があります。

●「ひとり親世帯等※」に該当する場合は、申請の翌月から階層区分が変更になる場合があります。【※ P16参照】

2号

3号

<手続き書類提出先>こどもまんな課

申し込みの前に

①施設を利用できるのは、

★児童と保護者が河内長野市に住民登録し、実際に河内長野市にお住まいの方です。(外国人の場合は、在留資格や在留期間が有効な方)

★保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育することができない方

②利用可能年齢は、「認定こども園・保育所一覧表」をご覧ください。

③利用日は、利用希望月の1日からです。また退所日は原則各月末となります。

ただし、育児休業取得中の場合は、育児休業終了後の仕事復帰日、または復帰する月の1日からの利用が可能です。

④施設の休園日は、「認定こども園・保育所一覧表」のとおりです。

なお、施設の行事がある時や、警報発令時などで臨時休園することがあります。

⑤施設では、行事のある場合などを除き、見学を随時受け付けております。見学を希望する場合は、事前に各施設へ電話で確認してください。

利用年齢について

施設の利用(クラス)年齢は、令和8年(2026年)3月31日時点の年齢となります。それ以降に誕生日が過ぎて年齢が上がっても1年間はそのままです。

クラス年齢	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	00歳
誕生日	R2(2020) 4.2 R3(2021) 4.1	R3(2021) 4.2 R4(2022) 4.1	R4(2022) 4.2 R5(2023) 4.1	R5(2023) 4.2 R6(2024) 4.1	R6(2024) 4.2 R7(2025) 4.1	R7(2025) 4.2 R8(2026) 4.1	R8(2026) 4.2 R9(2027) 4.1
就学	R9(2027) 3.31	R10(2028) 3.31	R11(2029) 3.31	R12(2030) 3.31	R13(2031) 3.31	R14(2032) 3.31	R15(2033) 3.31



提出が必要な書類

☐ ① **子どものための教育・保育給付認定申請書**

＜保育の利用期間＞

保育の利用を希望する期間として、家族で保育することができないと見込まれる期間を、小学校就学までの範囲内でご記入ください。「保育を必要とする事由」により、保育の利用期間を確認いたします。

☐ ② **保育の利用申込書兼児童台帳**

☐ ③ **保育を必要とする事由の証明及び申告書**（保護者全員分）

☐ ④ **保育所・認定こども園・地域型保育新規利用申込児童問診票**

☐ ⑤ **施設の利用に関する確認票**

下記の書類は、該当する場合のみ

☐ ⑥ **ひとり親世帯の方**

…児童扶養手当証書、戸籍謄本、裁判所等の調停呼出状等のいずれか

☐ ⑦ **生活保護受給世帯の方**

…生活保護受給証明書

☐ ⑧ **育児休業取得中の方**

…**育児休業の証明書**（育児休業取得の期間と、復帰予定日がわかる書類）

※『育児休業を縮める予定』で申し込まれる方は、施設利用決定後、速やかに変更した「育児休業証明書」を提出していただく必要があります。

※施設を利用できるのは、育児休業が明ける日（復帰日）、または復帰する月の1日からです。

※育児休業延長の許可を申出される方は、「育児休業延長の許可に関する申出書」を提出してください。
その場合、利用調整において指数が減点されます。

☐ ⑨ **申し込み児童のきょうだいが、下記対象施設に在園している方**

〔対象施設〕 特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童心理治療施設

…**在園証明書**

※対象施設にきょうだいが入園予定の方は、入園許可書、または入園金の領収書（コピー）などを提出の上、入園後に「在園証明書」を提出してください。

☐ ⑩ **市内保育所・認定こども園で保育士、または幼稚園教諭として勤務される方**

…**保育士証、または幼稚園教諭免許のコピー**

☐ ⑪ **保護者、申し込み児童、申し込み児童のきょうだいに在宅障がい児（者）がいる世帯**

…**身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書のうち、いずれかのコピー**

☐ ⑫ **保育所および千代田台こども園に入園希望の方で保育料の口座振替を希望する方**

…**預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）兼口座振替取消届（自動払込利用廃止届書）、**

およびキャッシュカード（受付の際に暗証番号の入力が必要です）

＜こどもまんな課の窓口で口座振替の手続きが可能な金融機関＞

●三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●池田泉州銀行 ●南都銀行 ●紀陽銀行
●大阪シティ信用金庫 ●ゆうちょ銀行 ●大阪南農業協同組合

- ⑬ 申し込み児童が戸籍上、保護者と親子関係にない方
祖父母が監護(監護保護)・養子縁組手続き中など
…**申立書**
- ⑭ 入所後も単身赴任などの理由で転入できない保護者がいる方
…**特定個人情報等の取扱いに関する同意書**
- ⑮ 1月1日時点の住所が国外であった方
(4月～8月入所は前年、9月以降入所は当年の1月1日)
…**1年間の収入等がわかる書類**

●**対象年度の課税情報が確認できない場合(無収入含む)、保育料の認定ができません。**

その場合、市民税申告や課税証明書の提出をお願いすることがあります。

市からの連絡後も住民税の申告(または住民税課税証明書の提出)をしていただけない場合、児童が該当する年齢の保育料を最高額で決定いたします。

●**申し込み時に不足の書類がある場合は、必ず期日までに提出をお願いします。**

なお、期日までに「保育を必要とする事由の証明及び申告書」の提出がない場合、保育の必要性の確認がとれないため、選考にかけることができません。

●**子どものための教育・保育給付認定がないと施設は利用できません。**

施設利用待機中に認定期間が切れた場合は、切れた時点から施設利用申込みも無効となりますので、ご注意ください。
(満3歳到達に伴う、3号→2号の認定区分変更のため 認定期間が短い場合を除く)

●**申込書や「保育を必要とする事由の証明及び申告書」などで不明な点は、職場やご家庭にお電話でお聞きする場合があります。**



申し込み期限について

施設利用申し込みは、**利用希望月の前月18日**(18日が閉庁日の場合は直前の開庁日)を期限として、こどもまんな課および各施設(在園児のみ)で随時受付けしています。

4月利用申し込みは別途期間を定めて行います。詳しくは、広報かわちながの・市ホームページでお知らせします。

施設の空き状況の公表について

施設の空き状況については、**利用希望月の前月5日**(5日が閉庁日の場合は直後の開庁日)に、市ホームページおよびこどもまんな課で公表します。

なお、4月利用の空き枠については別途期間を定めて公表します。詳しくは、広報かわちながの・市ホームページでお知らせします。

施設の利用調整・通知について

希望者が定員を超える場合は、「河内長野市保育の利用調整要綱」に基づき公正な調整を行います。この場合、調整前に優先順位を定める抽選(同点数の希望者がいた場合のみ有効)を公開しますので、立会いを希望される方はこどもまんな課まで申し出てください。利用調整後、保護者に通知します。

給食費などについて

0～2歳児は保育料に含まれます。3～5歳児は実費徴収となりますので、直接施設にお支払いください。

ただし、年収360万円未満相当世帯*の子どもおよび、小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもは、副食費(おかず・おやつ代)が免除となり、主食費(ごはん・パンなど)のみお支払いいただきます。

*第1層～第4層の全世帯、第5層・第6層のひとり親世帯等に該当する世帯 【P17 保育料基準額表参照】

退所の手続きについて

施設を退所する場合は、事前にこどもまんな課、または利用施設へ連絡のうえ、退所日までに必ず手続きをしてください。退所日は原則各月末となります。なお手続きを怠った場合は、施設へ行かなくなっても保育料は納めていただくことになりますので、ご注意ください。

転所を希望する場合の申込みについて

引っ越しなどで、施設の転所を希望する場合は、「転所申込書」「保育所・認定こども園・地域型保育新規利用申込児童問診票」を転所希望月の前月18日(18日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、こどもまんな課、または各施設に提出してください。申し込み用紙は各施設でもお渡しできます。

育児休業について

育児休業の取得中は2号・3号認定での施設利用はできません。育児休業から復帰する月から利用の対象となります。申し込み時に「育児休業の証明書」を提出してください。

なお、施設を利用できるのは、育児休業復帰日、または復帰する月の1日からです。

例) 育児休業復帰日が4月10日の場合、施設利用できる日は4月10日、または4月1日です。

ただし、すでに在園している子ども(2号・3号)があり、生まれてきた子どもの育児休業を取得する場合は、上の子どもは引き続き2号・3号で利用することができます。

市外の保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用について

通勤途中や勤務地の近くに施設がある場合などに、市外の施設の利用を希望することができます。事前に利用したい施設のある市町村の担当窓口へ申し込み期限や空き状況をご確認のうえ、本市のこどもまんな課へお申込みください。

転入予定での利用申し込みについて

市外から転入予定で利用希望の場合、転入予定日の翌月以降の利用となります。利用希望月の前月18日(18日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までにお申し込みください。

なお、利用月の前月末までに転入(住民登録が完了)されない場合は、認定および施設利用の決定が無効となりますのでご注意ください。

注意事項

- ① 虚偽の申し込みをされると、判明時に施設の利用を取り消します。
- ② 利用要件に該当しなくなった、もしくは要件に満たない場合は、退所となります。
- ③ 児童の健康状態を確認するために、医師の診断を求める場合があります。この場合は必ず診断書を提出してください。
- ④ 利用日前日までに施設での面接を受けられない場合や、医師により集団生活を止められた場合など、状況により施設の利用を取り消す場合があります。
- ⑤ 翌年度の継続利用を希望する場合は、毎年必ず「子どものための教育・保育給付認定申請」の現況届と、「利用継続書兼児童台帳」「保育を必要とする事由の証明及び申告書」等の書類を提出してください。

市からのお願い

利用申込み後、または利用後に下記のように状況が変わった場合、必ずこどもまんな課までご連絡ください。

★住所が変わったとき(市内で転居、市外へ転出されるとき)

★利用希望施設を変更するとき

★家庭の状況に異動があったとき(離婚・再婚など)

★利用・転所の申込みを取り下げるとき

★保護者が転職・退職・就職されたとき

★下の子の出産後、育児休業を取得されるとき

★所得や税額等に更正があったとき(保育料が変わる場合があります。ただし更正の翌月からです)

こどもまんな課へ連絡してね！



なお「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合には、退所していただくことになります。

※ご連絡なく変更が判明した場合、施設の利用を取り消す場合があります。

保育料について (0～2歳児クラス)

保育料は児童の保護者(下記期間の収入が父母いずれも98万円に満たない場合は、その他の生計の中心者*1)の市町村民税の所得割課税額の合計額と、児童の年齢により決定します。

ただし、住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合は、控除前の金額によって決定します。

4月～8月	前年度の市町村民税(前々年1月～12月の所得)で保育料を決定
9月～3月	当年度の市町村民税(前年1月～12月の所得)で保育料を決定

0～2歳児クラスの
保育料だよ！



※滞納された場合は、督促や催告を行い、なお納付がない場合は法律に基づき差押する場合があります。

*1

「生計の中心者」とは、生計を同じにする同居(同一生計*2)の父母や、祖父母・おじ・おばなどの親族、その他の者で、生計を主として担っている者を指します。

*2

「同一生計」とは、同じ家屋内に住み、電気・ガス・水道などの光熱水費などを一緒に負担(共同生活)していることをいい、住民票上の世帯ではなく、生活実態を判断基準とします。したがって、同一生計でない「別世帯」として認定されるのは、同一敷地内にそれぞれの家屋があり、光熱水費もそれぞれで負担している世帯の場合です。

ただし、保護者の海外赴任や離婚協議中などの事情による「別居」と、離婚成立後の「同居」は、同一生計とみなす場合があります。

保育料の軽減について (0～2歳児クラス)

★①～③のいずれかに該当する場合、多子軽減として2人目以降(年齢が上の子どもから1人目と数える)の保育料が軽減されます。

対象児童	1人目	2人目	3人目以降
軽減後の保育料	全額 (軽減なし)	半額 (5割軽減)	無料 (10割軽減)



※ただし、ひとり親世帯等については、第2階層～第6階層*までは、2人目から無料(10割軽減)となります。

① 第1階層～第4階層*までについては、保護者と生計を同じにする最年長の子どもから1人目と数えます。

② 『第5階層*のうち、ひとり親世帯等』および『第6階層*のうち、ひとり親世帯等』については、保護者と生計を同じにする最年長の子どもから1人目と数えます。

*【P17 保育料基準額表参照】

③ 上記①②の場合を除き、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所や認定こども園など、下記対象施設を利用している場合、年齢が上の就学前の児童から1人目と数えます。

[対象施設] 保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設

特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター・児童心理治療施設

★保育所・千代田台こども園に通う児童が疾病などの理由により、ひと月のうち15日以上連続して長期欠席した場合に、保護者からの申請に基づき、保育料を還付できる場合があります。申請には医師の診断書などが必要です。詳しくはこどもまんな課にお問い合わせの上、期限内(当該年度終了後の最初の4月末まで)に申請してください。(私立の認定こども園の場合は、園にご相談ください。)



「ひとり親世帯等」とは

「ひとり親世帯等」とは、下記①②の世帯のうち、保護者の申請に基づき認定された世帯をいいます。

① ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項または第2項に規定する者または離婚調停中の者等で、現に児童を扶養している者の世帯

② 在宅障がい児(者)世帯 (保護者・施設利用児童・施設利用児童のきょうだいが下記に該当する世帯)

- i. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ii. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者
- iii. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- iv. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

※申請のあった翌月からの適用となります。詳しくはこどもまんな課までお問い合わせください。



河内長野市保育料(2号・3号)基準額表

上段：保育標準時間(11時間程度)

…副食費免除対象

下段：保育短時間(8時間程度)

(単位：円/月)

階層区分	定義	3歳児未満			3歳児			4歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯									
第2階層	市町村民税均等割のみ課税	9,300	4,650	0	0	0	0	0	0	0
		9,200	4,600	0	0	0	0	0	0	0
	第2階層のうち、ひとり親世帯等	4,650	0	0	0	0	0	0	0	0
		4,600	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	10,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0
		9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0
	第3階層のうち、ひとり親世帯等	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		4,950	0	0	0	0	0	0	0	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0
		13,800	6,900	0	0	0	0	0	0	0
	第4階層のうち、ひとり親世帯等	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		6,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 62,000円未満	16,000	8,000	0	0	0	0	0	0	0
		15,800	7,900	0	0	0	0	0	0	0
	第5階層のうち、ひとり親世帯等	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		7,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第6階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	21,000	10,500	0	0	0	0	0	0	0
		20,700	10,350	0	0	0	0	0	0	0
	第6階層のうち、ひとり親世帯等	9,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		8,900	0	0	0	0	0	0	0	0
第7階層	市町村民税所得割課税額 87,000円未満	24,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
		23,600	11,800	0	0	0	0	0	0	0
第8階層	市町村民税所得割課税額 98,000円未満	26,000	13,000	0	0	0	0	0	0	0
		25,600	12,800	0	0	0	0	0	0	0
第9階層	市町村民税所得割課税額 107,000円未満	33,000	16,500	0	0	0	0	0	0	0
		32,500	16,250	0	0	0	0	0	0	0
第10階層	市町村民税所得割課税額 120,000円未満	36,000	18,000	0	0	0	0	0	0	0
		35,400	17,700	0	0	0	0	0	0	0
第11階層	所得割課税額 141,000円未満	39,000	19,500	0	0	0	0	0	0	0
		38,400	19,200	0	0	0	0	0	0	0
第12階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	43,000	21,500	0	0	0	0	0	0	0
		42,300	21,150	0	0	0	0	0	0	0
第13階層	市町村民税所得割課税額 178,000円未満	46,000	23,000	0	0	0	0	0	0	0
		45,300	22,650	0	0	0	0	0	0	0
第14階層	市町村民税所得割課税額 200,000円未満	52,000	26,000	0	0	0	0	0	0	0
		51,200	25,600	0	0	0	0	0	0	0
第15階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,000	27,000	0	0	0	0	0	0	0
		53,100	26,550	0	0	0	0	0	0	0
第16階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	55,000	27,500	0	0	0	0	0	0	0
		54,100	27,050	0	0	0	0	0	0	0

保育料の納付方法 (保育所・千代田台こども園の方)

★ 保育料の納付は、口座振替をご利用ください (手続きの詳細は次ページ参照)

一度手続きすると、翌年度以降も自動的に継続されますので、毎年の手続きは不要です。

また、きょうだいが保育所・千代田台こども園を利用していて、すでに口座振替をお申込みの場合は、自動的に同じ口座にて振替させていただきますので、再度のお申込みは必要ありません。

※きょうだいがすでに卒園(所)している場合でも、自動的に同じ口座にて振替させていただく場合があります。

口座の変更をご希望の場合は、必ず手続きをお願いいたします。

★ 口座振替の手続きが間に合わなかった場合は施設からお渡しする「保育料納入通知書兼納付書」(以後、納付書という)による納付方法になります。

納期限は毎月末です。

納付書を持参のうえ、納付書に記載の各金融機関窓口またはコンビニでお支払いください。

納付書に記載のスマホ決済アプリもご利用いただけます。

保育料の納付方法 (私立の認定こども園・地域型保育の方)

★ 保育料の納付は、直接施設にお問い合わせください。



口座振替の申込み手続き（保育所・千代田台こども園の方）

金融機関窓口で手続きをする場合

＜手続きに必要なもの＞

- 預金口座振替依頼書 …必要事項を記入してください。
- 預金通帳
- 金融機関届出印

下記の金融機関の窓口にて、口座振替の手続きをしてください。

＜取扱可能な金融機関＞

- 三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●池田泉州銀行 ●南都銀行 ●紀陽銀行
- 徳島大正銀行 ●大阪シティ信用金庫 ●成協信用組合 ●ゆうちょ銀行 ●大阪南農業協同組合

市役所 こどもまんな課で手続きをする場合

＜手続きに必要なもの＞

- キャッシュカード …手続きの際に暗証番号を入力していただきます。

キャッシュカードでの手続きができるのは、下記金融機関のみです。

＜取扱可能な金融機関＞

- 三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●池田泉州銀行 ●南都銀行 ●紀陽銀行
- 大阪シティ信用金庫 ●ゆうちょ銀行 ●大阪南農業協同組合

口座振替についてのご注意

- 納期限は毎月末です。（納期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります）
毎月末にはご指定口座に振替可能な残高があることを確認してください。
- 万一、残高不足で口座振替できなかった場合は、すみやかにこどもまんな課へご連絡ください。
納付書を発行しますので、金融機関窓口、コンビニ、スマホ決済アプリで納付してください。
- 「預金口座振替依頼書」を金融機関に提出されてから、金融機関および市役所での事務手続きに約1ヶ月かかります。
事務手続きが完了するまでは通常の納付書を発行しますので、金融機関窓口、コンビニ、スマホ決済アプリで納付してください。
- 口座振替を利用できない場合は、納付書による納付方法になります。



新1号

＜手続き書類提出先＞各施設・こどもまんな課

利用を希望する施設またはこどもまんな課で用紙を受け取り、各施設またはこどもまんな課の窓口に提出してください。
受付日時などの詳細は、書類の提出先にお問い合わせください。

提出が必要な書類

- ☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書



新2号

新3号

＜手続き書類提出先＞各施設・こどもまんな課

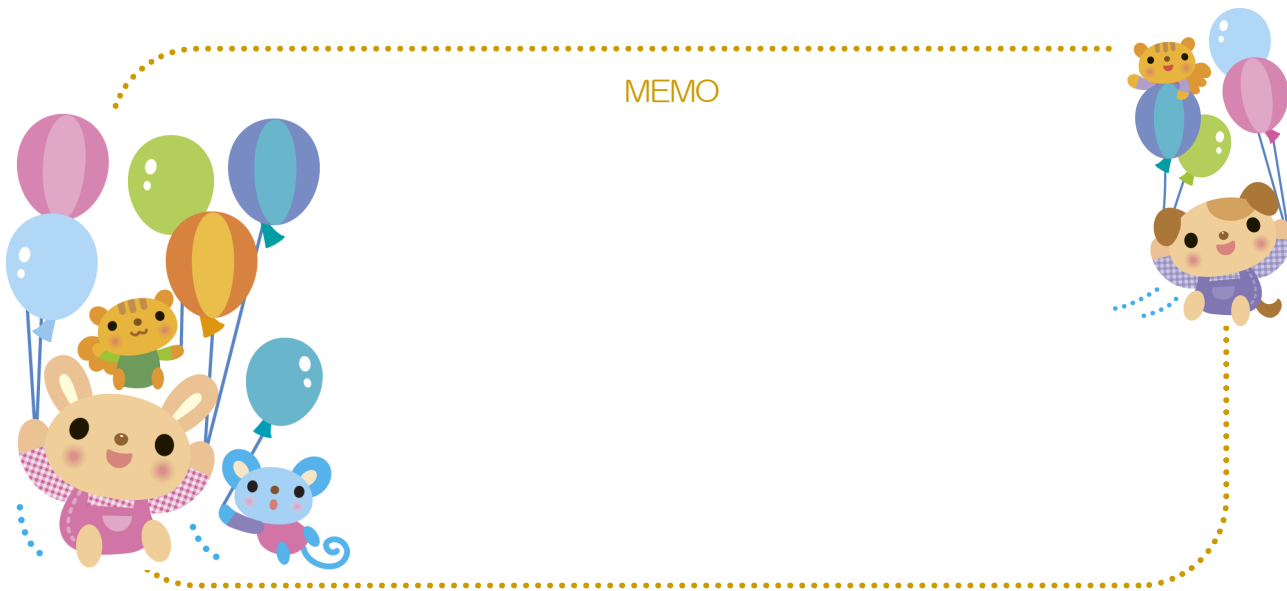
利用を希望する施設またはこどもまんな課で用紙を受け取り、各施設またはこどもまんな課の窓口に提出してください。
受付日時などの詳細は、書類の提出先にお問い合わせください。

提出が必要な書類

- ☐ ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ☐ ② 保育を必要とする事由の証明及び申告書(保護者全員分) など

● 申込書や「保育を必要とする事由の証明及び申告書」で不明な点は、職場やご家庭にお電話でお聞きする場合があります。

MEMO





Q1. 認定こども園はどんな施設ですか？

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設です。①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育の必要な事由のある児童に対して8～11時間程度の長時間保育③通園する園児の家庭に限らず地域の子育て家庭を対象に子育て支援事業を行う、これらの3つの機能を持つ施設のことで、保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設に子どもを預けることができます(3号除く)。認定こども園になると保育所でも学校教育法に基づく教育を受けられ、幼稚園でも長時間保育が実施されることから、施設の選択肢が増えることになります。

Q2. 保育短時間と保育標準時間の違いはなんですか？

保育短時間と標準時間で、施設を利用できる時間が異なります。保育短時間は8時間程度、標準時間は11時間程度で、施設ごとに設定時間が異なります。設定時間を超えた利用分は、延長保育の対象となります。詳しくは「認定こども園・保育所情報一覧表」をご参照ください。

なお、保育短時間／標準時間は、「保育を必要とする事由」、通勤(学)時間等を考慮し決定します。事由や状況が変わった場合は、変更申請をいただくことで、申請の翌月から変更することができます。

Q3. 毎月の保育料以外に費用は必要ですか？

雑費(絵本代・体操服代など)や延長保育料・一時預かり料、3歳児以上の食材料費は直接施設にお支払いいただきます(実費徴収)。詳しくは「認定こども園・保育所情報一覧表」をご参照ください。

Q4. 育児休業中でも保育所・認定こども園(2号・3号)の利用申込みはできますか？

育児休業の取得中は2号・3号認定での施設利用はできません。育児休業から復帰する月から利用の対象となります。申込み時に「育児休業の証明書」を提出してください。

なお、施設を利用できるのは、育児休業復帰日、または復帰する月の1日からです。

例) 育児休業復帰日が4月10日の場合、施設利用できる日は4月10日、または4月1日です。

ただし、すでに在園している子ども(2号・3号)がおり、生まれてきた子どもの育児休業を取得する場合は、上の子どもは引き続き2号・3号で利用することができます。





Q5. 「出産」の理由で施設利用した場合、産後期間が終わっても引き続き利用できますか？

「出産」を理由に施設利用した場合、産後8週の属する月の月末までの利用となります。

その後も引き続き利用を希望する場合は、お仕事等の理由で、家庭で保育できない状況が確認できれば引き続き利用できます。そのため、下のお子様(出産した児童)の利用申込み手続き等と、母の「保育を必要とする事由の証明及び申告書」「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の提出が必要です

Q6. 仕事を辞めました。施設は退所しなければなりませんか？

2・3号の方は「保育を必要とする事由」が必要となりますので、就労などの「保育を必要とする事由」がない場合は、退所いただくことになります。ただし、認定こども園の2号の方に関しては、1号に変更することで、続けて同じ施設に通うことができます。

Q7. ひとり親世帯ですが、保育料の免除はありますか？

ひとり親世帯についても保護者の市民税額から保育料を決定します。ただし、所得割課税額が77,101円未満(第2階層から第6階層まで)の場合は、保育料が軽減されます。【P15～17参照】

Q8. 施設を退所するときは、届出は必要ですか？

【保育所・千代田台こども園】

卒園以外の理由で施設を退所する場合は、退所日までにこどもまんな課、または施設へ「支給設定取り下げ届」と「退所届」の提出が必要です。

【私立の認定こども園】

卒園以外の理由で施設を退所する場合は、退所日までに、こどもまんな課または施設へ「支給設定取り下げ届」の提出が必要です。

※園によっては「退所届」が必要な場合もありますので、詳細は園にご確認ください。

【P13参照】ただし、保育料は原則1ヶ月単位となっております

